

大 通 達 甲（運 免）第 7 号
令 和 7 年 5 月 1 2 日

簿 冊 名	例 規（1 年）
保 存 期 間	1 年

交 通 部 運 転 免 許 課 長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

外国免許関係事務取扱要領の改正について（通達）

外国免許関係事務の取扱いについては、「外国免許関係事務取扱要領の改正について」（令和6年2月22日付け大通達甲（運免）第1号）により運用しているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部の施行に伴い、別添のとおり「外国免許関係事務取扱要領」を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（運転免許課試験係）

外国免許関係事務取扱要領

第1 外国等の運転免許による運転免許試験の一部免除

1 第一種免許の運転免許試験の一部免除

(1) 運転免許の申請

ア 申請者（外国等の国内運転免許証を提示する者）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第3項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第34条の4の規定により、第一種免許の運転免許試験（以下「試験」という。）の一部免除を受けることができる者は、日本国の域外にある国又は地域（以下「外国等」という。）の行政庁又は権限のある機関（以下「行政庁等」という。）が与えた自動車等の運転に関する運転免許（以下「外国免許」という。）を有し、かつ、外国免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して3月以上の者で、自動車等を運転することに支障がないことを確認されたものでなければならないが、これらの者が外国免許を有するかどうかは、その提示する運転免許証に基づき判断することとなる。

なお、外国等の国内運転免許証としては、1949年9月19日にジュネーヴで署名された道路交通に関する条約（以下「ジュネーヴ条約」という。）附属書9に定める様式に合致する免許証（以下「附属書9の国際運転免許証」という。）のほか、新規免許取得者に与えられるいわゆる暫定免許証（Temporary License）、試験的免許証（Probationary License）等も含まれるが、有資格者の指導の下に運転する必要がある運転免許証（仮運転免許証、練習運転免許証等）は、これに当たらない。

イ 申請期間

附属書9の国際運転免許証若しくは法第107条の2に規定する外国運転免許証を提示する者又は外国等の国内運転免許証を提示する者であってジュネーヴ条約附属書10に定める様式に合致する国際運転免許証（以下「附属書10の国際運転免許証」という。）を所持する者については、日本国において有効な当該運転免許証により自動車等を運転することができる期間が満了する日のおおむね一月前から申請させるように指導し、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「運転免許証等」という。）の交付を行う場合における当該運転免許証等の交付は、可能な限り当該期間が満了する日の直前に行うこと。

また、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（以下「地位協定」という。）第10条に規定する軍の運転許可証（在日米軍の施設内に限って運転が認められるものは除く。以下「在日米軍許可証」という。）を有する者で、在日米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「在日米軍の構成員等」という。）の身分を失うものについては、その身分を失う日のおおむね一月前から、外国等の国内運転免許証を提示させた上で申請させ、運転免許証等の交付は、

その身分を失う日の直前に行うこと。

ウ 申請先

運転免許申請書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)別記様式第12。以下「免許申請書」という。)の提出先は、交通部運転免許課とする。ただし、申請者の住所地(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受けない者にあつては居所地)が大分県内の場合に限る。

エ 免許申請書の記載要領

免許申請書の記載方法は、次のとおりとする。

(ア) 「氏名」欄

- a 申請者が外国人であるときは、氏名は、後記カ(ア)の住民票の写し等における氏名の表記に基づき、ローマ字で記載させること。ただし、中国、韓国等氏名に漢字を使用している国に国籍を有する者については、次の記載例のとおり、ローマ字で記載した氏名の後に括弧書で漢字の氏名を記載させること。

氏	名	Z h u y u a n z h a n g (朱 元璋)
---	---	--------------------------------

- b ファースト・ネーム、ミドル・ネーム及びラスト(ファミリー)・ネームを有する者については、ラスト・ネーム、ファースト・ネーム、ミドル・ネームの順に記載させるものとし、氏名の全部が記載できないときは、ミドル・ネームについては、頭文字のみを記載させること。

なお、記載例(申請者の氏名がジョン・スチュアート・ミルの場合)は、次のとおりとする。

氏	名	M i l l , J o h n S .
		↓ ↓ ↓
		ラスト・ネーム ファースト・ネーム ミドル・ネーム

(イ) 「生年月日」欄

生年月日は、本邦の年号に換算したものを記載させること。

(ウ) 「受けようとする免許の種類」欄

試験の一部免除を受けることのできる日本国の運転免許は、当該運転免許により運転することができる自動車等に相当する種類の自動車等の運転に関する外国免許の種類に応じて決定される。

例えば、2006年12月20日付け「欧州連合2006年運転免許に関する指令」に基づく運転免許種別のうち、B(許容最大重量が3.5tを超えない自動車)は普通免許、C1(許容最大重量が3.5tを超え7.5tを超えない自動車で、かつ、運転席のほかに8人分を超えない座席を有する自動車)は準中型運転免許、C(許容最大重量が3.5tを超える自動車)及びD(運転者席のほかに8人分を超える座席を有する自動車)は、大型運転免許、中型運転免許、準中型運転免許及び普通運

転免許に相当する。

この場合において、日本国と外国等との間には、運転免許制度、試験制度等にかんがりの相違があることから、申請者の有する外国免許により運転できる自動車等の種類のうち、最高の大きさ（排気量、構造等）のものの運転に関する日本国の運転免許を直ちに与えるのではなく、申請者が日本国で運転しようとする車両の種類を確認した上で、日本国の運転免許で運転できる自動車等の内容、運転に支障がないことの確認に使用する車両等について十分に説明するとともに、下位の運転免許を申請できることを教示すること。

(エ) 「試験免除の該当事由」欄

「外国免許による試験一部免除」と記載させること。

(オ) 「免許証の記載事項の変更の有無」欄

申請者が現に受けている日本国の運転免許証等の記載事項に変更がある場合には「有」を、変更がない場合には「無」を、それぞれ○で囲ませること。

オ 質問票の交付

質問票（規則別記様式第12の2）は、免許申請書を提出しようとする者全員に交付すること。

カ 免許申請書の添付書類等

(ア) 住民票の写し等（規則第17条第2項第1号及び第3号）

申請者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し（同法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）を添付させ、申請者が同法の適用を受けない者である場合にあっては、次のいずれかの書類を提示させるとともに免許申請書の住所について、居所地に滞在していることを証明する書類（寄宿先の世帯主、ホテルの支配人の証明等）を併せて添付させること。

a 旅券（旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第1号に規定する公用旅券及び同条第2号に規定する一般旅券をいい、外国政府又は権限のある国際機関が発行した旅券又は旅券に代わる証明書を含む。以下同じ。）

b 外務省が発行する身分証明書

外務省が発行する身分証明書としては、次のものがある。

(a) 外交官身分証明票

(b) 領事官身分証明票

(c) 身分証明票

(d) 国際機関職員身分証明票

c 権限のある機関が発行する身分を証明する書類

権限のある機関が発行する身分を証明する書類としては、次のものがある。

なお、次のいずれかの書類の掲示があったときは、その内容等を確認し、免許申請書の余白部分に「○○提示、確認」等の記載をすること。

- (a) 在留資格認定証明書（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第7条の2第1項）
- (b) 仮上陸許可書（入管法第13条第2項）
- (c) 寄港地上陸の許可の証印がなされた旅券（入管法第14条第3項）
- (d) 通過上陸の許可の証印がなされた旅券（入管法第15条第4項）
- (e) 乗員上陸許可書（入管法第16条第4項）
- (f) 緊急上陸許可書（入管法第17条第3項）
- (g) 遭難による上陸許可書（入管法第18条第4項）
- (h) 一時庇護許可書（入管法第18条の2第3項）
- (i) 合衆国軍隊の構成員の身分証明書（地位協定第9条3(a)）
- (j) 在外日本公館が発行する国籍証明書及び日本国渡航証明書（外務省設置法（平成11年法律第94号）第4条第1項第11号）
- (イ) 申請用写真（規則第17条第2項第10号）
- (ウ) 外国等の国内運転免許証（規則第18条第1項第6号）

申請者が提示した外国等の国内運転免許証については、その内容等を確認し、後記(5)ア(ウ)（括弧書を除く。）の規定により外国免許による試験の一部免除台帳に所要の事項を記載すること。

- (エ) 日本語による外国等の国内運転免許証の翻訳文

規則第18条第1項第6号の翻訳文（以下「翻訳文」という。）は、次のいずれかの者が作成したもので、当該運転免許で運転することができる自動車等の種類、当該運転免許又は当該運転免許証の有効期限及び当該運転免許の条件を明らかにしたものに限る。

- a 当該運転免許証を発給した外国等の行政庁等又は当該外国の領事機関
- b 法（自動車等の運転に関する免許に係る部分に限る。）に相当する法令を所掌する外国等の行政庁等が、国家公安委員会に対し、自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の運転免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有するものとして通知した外国等の法人その他の者であって、国家公安委員会が相当と認めたもの。
- c 自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の運転免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を適切かつ確実に作成することができると認められる法人として国家公安委員会が指定したもの。

- (オ) 滞在期間を証明する書類（規則第18条第1項第6号）

外国免許を受けた後、当該外国免許の取得年月日から起算して、当該外国等に滞在していた期間が通算して3月以上であることを証明する書類としては、旅券のほか、船員手帳等がある。

なお、出入国について旅券に記録しないこととされている外国等もあることから、当該国からの出国が確認できないときは、申請者の状況に応じ、在職（在学）証明、給与明細、賃貸アパートの契約書等、関連書類の提示を求めた上で、

口頭による確認を行うなどして、滞在期間の確認に努めること。

キ 難民等に係る免許申請書の添付書類等の特例

難民については、難民の地位に関する条約（昭和56年条約第21号）及び難民の地位に関する議定書により、行政上の援助を行うことが義務化されている。

そのため、入管法第61条の2第1項の規定による難民の認定又は同条第2項の規定による補完的保護対象者の認定を受けた者については、同条第4項の難民認定証明書又は同条第5項の補完的保護対象者認定証明書（以下「難民認定証明書等」という。）を提示し、かつ、外国免許を有する旨を申告することによって、前記カ(ウ)から(オ)までの書類の提示等に代えることができる。

なお、申請者が提示した難民認定証明書等については、その内容を確認し、後記(5)ア(ウ)括弧書により外国免許による試験の一部免除台帳に所要の事項を記載すること。

ク 申請書受理時の留意事項

(ア) 受験資格の確認

法第97条の2第3項及び令第34条の4の規定による試験の一部免除は、法第96条に規定する受験資格その他法令に定める要件を満たす者に対して行われるものであることから、免許申請書の受理に際しては、次のとおり申請者が受験資格を有する者であるかどうか等について確認すること。

a 運転免許年齢に達している者であるかどうかについての確認（法第88条第1項第1号）

例えば、日本国では大型運転免許の運転免許年齢は21歳、中型運転免許の運転免許年齢は20歳とされているが、大型運転免許又は中型運転免許に相当する外国免許で運転免許年齢が18歳とされているものがあるので、その取扱いに留意すること。

b 運転免許の欠格期間中の者でないかどうかについての確認（法第88条第1項第2号から第4号まで）

申請者が運転免許の欠格期間中の者でないかどうかについては、最終的には運転免許に関する通報により確認することができるが、運転免許の欠格期間中に外国免許を受け、当該期間の満了前に運転免許の申請をする者もあることから、可能な範囲内で免許申請書を受理する際に欠格期間の確認に努めること。

なお、運転免許の欠格期間に係る処分は、いずれも都道府県公安委員会が行う処分に限られ、例えば附属書10の国際運転免許証を所持する者で、他のジュネーヴ条約締約国において自動車等の運転の禁止の処分を受けているものは、運転免許の欠格期間中の者に該当しないので、その取扱いに留意すること。

c 二重に運転免許を受けようとする者でないかどうかについての確認（法第88条第3項）

例えば、日本国の運転免許を受けた者が、外国免許を受ける際に日本国の運転免許証を当該外国等の行政庁等に提出し、又は外国免許を受けた後に日本国

の運転免許証等を亡失したため、日本国の運転免許証等を所持しない場合においても、日本国の運転免許が効力を有する限り、外国免許による試験の一部免除により日本国の運転免許を重ねて受けることはできないので、その取扱いに留意すること。

なお、このような場合には、運転免許の申請を取り下げさせた上で、運転免許証等の再交付の申請をさせること。

- d 大型運転免許、中型運転免許又は牽引^{けん}運転免許の試験を受けようとする者が普通運転免許等を受けている者であるかどうか等についての確認（法第96条第2項、第3項又は第4項）

大型運転免許、中型運転免許又は牽引^{けん}運転免許の試験を受けようとする者は、普通運転免許等、法第96条第2項、第3項又は第4項に規定する運転免許を現に受けている者（大型運転免許の試験を受けようとする者にあつては更に普通運転免許等を受けていた期間が通算して3年（令第34条第2項に規定する教習を終了した者にあつては、1年）以上の者、中型運転免許の試験を受けようとする者の場合にあつては、更に普通運転免許等を受けていた期間が通算して2年（令第34条第4項に規定する教習を終了した者にあつては、1年）以上の者。この場合において、当該期間には、日本国の普通運転免許等に相当する外国免許を受けていた期間も含む。）でなければならないこととされていることから、普通運転免許等を受けていない者については、まず普通運転免許等の申請をさせること。この場合において、大型運転免許、中型運転免許又は牽引^{けん}運転免許の申請は、普通運転免許等の申請と同時にに行わせることとして支障がないが、免許申請書の提出及び運転免許試験手数料（以下「試験手数料」という。）等の納付は、それぞれ行わせること。

(イ) 外国等の国内運転免許証の点検

a 様式についての点検

提示に係る外国等の国内運転免許証が正規の様式に合致するものであるかどうかについて点検すること。

なお、外国等の国内運転免許証の様式の点検については、警察庁が発出している資料等を参考にし、資料等に合致しない外国等の国内運転免許証が提示されたときは、警察庁へ照会するなどの方法によりの確に処理すること。

b 偽・変造の有無についての点検

運転免許証の用紙、記載方法等を調査するなどの方法により、提示に係る外国等の国内運転免許証が偽造され、又は変造されたものでないかどうかについて点検すること。

c 運転免許証が申請者のものであるかどうかについての確認

旅券、在留カードその他の身分証明書と照合するなどの方法により、提示に係る外国等の国内運転免許証が申請者の有するものであるかどうかについて点検すること。

なお、外国等の国内運転免許証で写真の貼付されていないものについては、当該運転免許証に記載されている身長、髪の色、眼の色、体重等と申請者の身体的特徴を照合する等の方法により点検すること。

d 有効期間についての点検

運転免許の申請の際に有効期間が満了している外国等の国内運転免許証を提示する者は、外国免許を有する者とは認められないので、提示に係る外国等の国内運転免許証の有効期間が満了していないかどうかについて点検すること。

なお、有効期間が明記されていない外国等の国内運転免許証は、必ずしもいわゆる終身運転免許証とは限らないので、このような外国等の国内運転免許証が提示されたときは、警察庁に照会するなどの方法によりの確に処理すること。

(ウ) 外国等の国内運転免許証の取得手続の調査

外国等の国内運転免許証の取得手続は、それぞれの外国等又はそれぞれの運転免許の種類等に応じて異なるので、当該外国等の運転免許に関する法令等を参考にして、提示に係る外国等の国内運転免許証が正規の手続を経て取得されたものであるかどうかについて調査すること。

(2) 運転に支障がないことの確認

ア 確認の方法

法第97条の2第3項の規定による確認は、次の方法により行うこと（令第34条の4第1項）。

(ア) 自動車等の運転に関する経歴に関する質問

申請者に対し、日本国の運転免許を受けていたことがあるか等、その者の自動車等の運転に関する経歴に関する質問を行うこと。

(イ) 自動車等の運転について必要な知識に関する質問

前記(ア)の質問を終了した者に対し、法令で定める道路の交通の方法その他の自動車等の運転について必要な知識に関する質問を行うこと。

なお、この質問は、外国語による質問文を付した自動車等の運転について必要な知識に関する絵図面等により10問行うこと。その結果、正解が10問中7問未満であった者については、試験の一部免除を行わないこととし、正解が10問中7問以上であった者にあつては、後記(ウ)に規定する自動車等の運転に関する実技をさせること。

(ウ) 自動車等の運転に関する実技

前記(イ)の質問に対し、正解が10問中7問以上であった者に対しては、実技実施方法（別添第1）により、自動車等の運転に関する実技をさせること。その結果、100ポイント中70ポイント以上であった者については技能試験及び学科試験を免除することとし、100ポイント中70ポイント未満であった者にあつては試験の一部免除を行わないこと。

なお、この際、申請者の有する外国免許により運転できる最大の自動車（排気

量、構造等）を運転するために必要な日本国の運転免許に関する実技を一律にさせるのではなく、申請者が下位の運転免許や条件を付された運転免許を希望するときは、当該運転免許に係る実技をさせること。

例えば、条件の付されていない普通運転免許に相当する外国免許を有する者が、オートマチック車限定の普通運転免許の付与を希望するときは、オートマチック車限定の普通運転免許に係る実技をさせること。

イ 自動車等の運転について必要な知識に関する質問及び自動車等の運転に関する実技に関する特例

(ア) 運転免許の申請者が次のいずれかに該当する者であるときは、前記ア(イ)及び(ウ)の規定にかかわらず、当該申請者に自動車等の運転について必要な知識に関する質問を行わず、かつ、自動車等の運転に関する実技をさせることなく、技能試験及び学科試験を免除することができる。

a 日本国の運転免許を受けていたことがある者で、受けていたことがある運転免許（運転の技能に応じ運転することができる自動車等の種類の限定がなされていた者にあつては、当該限定がなされたものに限る。）を再度受けようとする者

b 前記aに掲げる者以外の者で、我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している外国等であつて、自動車等の運転について必要な知識に関する質問及び自動車等の運転に関する実技に関する特例を適用する外国等として交通部運転免許課長が別に通知する外国等の行政庁等の運転免許を有する者

c 在日米軍許可証を所持する者（在日米軍許可証を所持していた者が、在日米軍の構成員等の身分を失った後に申請した場合を含む。）で、当該在日米軍許可証により運転できる自動車等の運転免許を受けようとする者

d 前記aからcまでに掲げる者以外の者で、交通部運転免許課長が別に通知する国際自動車競技（道路において自動車を運転するものに限る。）に参加する者（当該国際自動車競技に係る国際ライセンスを有する者に限る。）

(イ) 前記(ア)に掲げる者以外の者で、我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している外国等であつて、自動車等の運転に関する実技に関する特例を適用する外国等として交通部運転免許課長が別に通知する外国等の行政庁等の運転免許を有する者であるときは、前記ア(ウ)の規定にかかわらず、当該申請者に自動車等の運転に関する実技をさせることなく、技能試験及び学科試験を免除することができる。

ウ 留意事項

(ア) 前記ア(イ)又は(ウ)の規定により試験の一部免除を行わないときは、申請者に、その理由を教示すること。

(イ) 前記ア(ウ)の実技の確認には、技能試験官が立ち会うこと。

(ウ) 前記ア(ウ)の実技の結果が100ポイント中70ポイント未満であつて、試験の一部

免除を行わなかった者が再度申請するときは、その申請に係る運転免許が前回の申請に係る運転免許と同一であるか否かにかかわらず、前回の申請に係る前記ア(イ)の質問を行った日から6月間は、前記ア(ア)の質問を行った後、前記ア(イ)の質問を行わずに前記ア(ウ)の実技をさせることができる。

なお、この取扱いは、前記ア(イ)の質問に関する基準を満たした者が、他の都道府県に転居した場合についても適用することができる。

また、前記ア(イ)及び(ウ)の基準を満たした者が、運転免許の拒否処分に該当する者であることが判明し、拒否処分を受けた場合において、当該基準を満たした日から6月を経過するまでに法第90条第9項、第10項及び令第33条の4の規定による運転免許を受けることができない期間が終了し、再度試験の一部免除による試験の申請をしたときは、前記ア(ア)及び(イ)の質問並びに前記ア(ウ)の実技は免除することができる。

これらの場合には、当該申請者に対して前記ア(イ)又は(ウ)の基準を満たしたことを明らかにするため、当該事実を記載した書面を交付すること。

- (エ) 申請者が、その有する外国免許のうちの一部について試験の一部免除により日本国の運転免許（小型特殊運転免許及び原付運転免許を除く。）を取得している者である場合で、新たにその他の種類の運転免許について試験の一部免除による運転免許を申請する者であるときは、前記ア(ア)及び(イ)の質問は免除することができる。

(3) 運転免許の条件の付加

法第91条の規定により運転免許の条件を付加するときは、次の方法によること。

ア 身体の状態に基づく条件の付加

申請者が有する外国免許に条件が付されているかどうかにかかわらず、適性試験の結果、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認められるときは、必要な限度において、自動車等の種類を限定し、その他自動車を運転するについて必要な条件を付すること。

イ 運転の技能に基づく条件の付加

申請に係る運転免許が運転することができる自動車等の種類を限定したものであるときは、当該申請に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定すること。

(4) 運転免許証等の交付

外国人に対し、運転免許証等を交付するときは、可能な範囲内で当該運転免許証等に係る運転免許により運転することができる自動車等の種類等について教示すること。

なお、英文の教示資料は、運転免許により運転することができる自動車等の種類（英文）（別添第2）のとおりとする。

(5) その他

ア 外国免許による試験の一部免除台帳の作成

外国等の国内運転免許証を提示して試験の一部免除を受けようとする者に対する事務処理の適正化を図るため、外国免許による試験の一部免除台帳を作成し、次に掲げる事項を記載すること。

- (ア) 年別の受理一連番号及び運転免許の申請年月日
- (イ) 申請者の住所、氏名及び生年月日
- (ウ) 提示に係る外国等の国内運転免許証の発給国、発給番号、発給年月日、有効期限及び種類（前記(1)キの規定により難民認定証明書等の提示がなされた場合にあっては、当該難民認定証明書等の番号及び認定年月日）
- (エ) 運転免許を与える場合における当該運転免許の種別及び運転免許証等の交付年月日
- (オ) その他参考事項

イ 不正に取得された外国等の国内運転免許証等に関する通報

運転免許の申請に際して提示された外国等の国内運転免許証が不正に取得されたものであること等を理由に、試験の一部免除をしなかったとき又は不正に取得された外国等の国内運転免許証を用いた日本国の運転免許証の不正取得が事後的に発覚したときは、交通部運転免許課長が別に定めるところにより、当該運転免許証に係る事項、当該申請者、試験の一部免除を行わなかった理由等を警察庁及び他の都道府県警察に速やかに通報すること。

ウ その他

適性試験の実施、運転免許に関する資料の登録、運転免許の拒否又は保留、運転免許証等の作成等については、通常の事務処理の例によること。

2 外国の外交官、領事官等に対する試験等の取扱い

外国の外交官、領事官等に対する試験等に関する取扱いは、次のとおりとする。

(1) 外国免許を有する者から日本国の運転免許の取得申請があった場合の取扱い

ア 外交官身分証明票又は領事官身分証明票を有する者

法第97条の2第3項に規定される試験の一部免除の手続によること。

なお、その者が受けようとする運転免許に係る自動車等を運転することに支障がないことの確認に際しては、特例として、自動車等の運転について必要な知識に関する質問又は自動車等の運転に関する実技をさせることなく技能試験及び学科試験を免除することとするが、適性試験は免除されないことに留意すること。また、運転免許試験等に関する手数料については、徴収しないこと。

なお、外交官身分証明票又は領事官身分証明票を有する者で、外国免許を有しない者に対しては、所要の手数料を徴収しないことのほかは、通常の手続によること。

イ 身分証明票を有する所属外国公館の本国人である者

所要の手数料を徴収することのほかは、前記アに準じた取扱いとすること。

なお、国際機関身分証明票を有する者に対しては、通常の手続によること。

(2) 運転免許証等の更新・再交付等の際の取扱い

所要の手数料については、前記(1)に準じた取扱いとすることのほかは、通常の手続によること。

第2 国際運転免許証又は外国運転免許証による自動車等の運転

1 日本国において効力を有する国際運転免許証又は外国運転免許証

(1) 本邦において効力を有する国際運転免許証又は外国運転免許証の種類

法第107条の2の規定により日本国において効力を有する国際運転免許証は、附属書9又は附属書10の国際運転免許証に限られ、日本国が加入していないパリ条約、ワシントン条約又はウィーン条約に基づく国際運転免許証は、日本国において効力を有しない。

なお、附属書9の国際運転免許証としては、かつて、オーストリアで発給されていた附属書9の国際運転免許証に該当する運転免許証で、現在も有効なものがあるので、指導取締り上、誤りのないようにすること。

ジュネーヴ条約の締約国については、交通部運転免許課長が別に通知する。

また、法第107条の2の規定により日本国において効力を有する外国運転免許証は、外国等（ジュネーヴ条約に基づく国際運転免許証を発給していない国又は地域であって、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。）の行政庁等の運転免許に係る運転免許証であって日本語による翻訳文で前記第1の1(1)カ(エ)aからcまでのいずれかの者が作成したものが添付されているものに限られる（令第39条の4及び第39条の5）。

なお、地位協定第10条1は、在日米軍許可証について、運転免許試験又は手数料を課さないで有効なものとして承認する旨を規定しており、当該規定により、我が国は在日米軍許可証を我が国の運転免許証と同じ効力を有するものとして運転を認める義務を負うものであるが、当該許可証は、法第107条の2に規定する国際運転免許証には当たらない。

(2) 国際運転免許証等により自動車等の運転を認められる期間

法第107条の2の規定により附属書9若しくは附属書10の国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者が日本国において自動車等の運転を認められる期間については、次の二つの要件が同時に満たされていなければならないことに留意すること。

ア 国際運転免許証等の有効期間が満了していないこと

附属書9の国際運転免許証及び外国運転免許証の有効期間は、その発給国又は地域で定める運転免許証の有効期間であるが、附属書10の国際運転免許証の有効期間は当該国際運転免許証の発給の日から1年間である。

イ 日本国に上陸してから1年を超えないこと

上陸、出国を繰り返している者については、最後に日本国に上陸した日から1年間である。ただし、住民基本台帳法の適用を受ける者が入管法第60条第1項の規定による出国の確認、入管法第26条第1項の規定による再入国の許可（入管法第26条

の2第1項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定により入管法第26条第1項の規定による再入国の許可を受けたとみなされる場合を含む。）又は入管法第61条の2の15第1項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から3月に満たない期間内に再び日本国に上陸した場合における当該上陸を除くこと。

なお、日本国に上陸したときに国際運転免許証等を所持する者ではなかったが、日本国に引き続き滞在中に国際運転免許証等を所持するに至った者は、当該国際運転免許証等を所持することとなった日から起算して1年間自動車等を運転することができののではなく、日本国に上陸した日から起算して1年間自動車等を運転することができるものである。

2 臨時適性検査

(1) 国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収

法第107条の3の2の規定により、都道府県公安委員会は、国際運転免許証等を所持する者が当該国際運転免許証等に係る発給の条件を満たしているかどうかを調査するため必要があると認めるとき（その者が法第103条第1項第1号、第1号の2又は第3号のいずれかに該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときに限る。）は、その者に対し、報告書（規則別記様式第18の4）により、必要な報告を求めることができる。

これは、運転免許申請等以外の場合において、第三者の通報等によって一定の病気等に該当する疑いを把握する場合もあることから、調査のため必要があると認めるときは運転免許保有者に報告を求めることができることとしたものである。

なお、ここにいう国際運転免許証等の発給の条件とは、その発給国又は地域における発給の条件である。

(2) 臨時適性検査を行うことができる場合

法第107条の4の規定により、都道府県公安委員会が臨時適性検査を行うことができる場合とは、国際運転免許証等を所持する者について、当該国際運転免許証等の発給の条件が満たされなくなったと疑う理由があるとき（その者が法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったと疑う理由があるときに限る。）である。この場合において、都道府県公安委員会は法第107条の3の2の規定による報告の内容その他の事情を考慮することとなる。

(3) 臨時適性検査の通知

臨時適性検査を行う場合の当該適性検査を行う期日、場所その他必要な事項の通知は、運転免許を受けた者について臨時適性検査を行う場合の通知と同様に、臨時適性検査通知書（大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）第20号様式）により行うこととするが、その者が外国人である場合で、必要があると認めるときは、併せて英文の通知書により通知すること。

なお、英文の通知書の見本は、臨時適性検査通知書（英文）（別添第3）のとおり

とする。

(4) 臨時適性検査の方法

臨時適性検査は、規則第37条の2の2第1項において準用する規則第29条の3第2項に規定する方法により行うこと。

(5) 措置命令

ア 事前手続を要しない場合

臨時適性検査を行った結果、当該臨時適性検査を受けた者について、運転するに当たってその者の身体の状態に応じた必要な措置をとることを命じたときは、措置命令書（規則別記様式第22の3）を交付することとするが、その者が外国人である場合で、必要があると認めるときは、併せて英文の命令書を交付すること。

なお、英文の命令書の見本は、措置命令書（英文）（別添第4）のとおりとする。

イ 事前手続を要する場合

(ア) 弁明の機会の付与

a 弁明の機会の付与の対象となる処分

法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者に係る措置命令については、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第13条第1項第2号の規定により弁明の機会を付与しなければならない。

b 弁明の機会の付与の手続

弁明の機会の付与は、行手法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）に定めるところにより行うこととなるが、弁明の機会の付与の通知に当たっては、措置命令の名宛人となるべき者が外国人である場合で、必要があると認めるときは、併せて英文の通知書により通知すること。

なお、英文の通知書の見本は、弁明通知書（英文）（別添第5）のとおりとする。

この場合の弁明は、原則として弁明を記載した書面を提出させて行うこと（行手法第29条第1項）。

(イ) 措置命令書の交付

前記アの例によること。

3 自動車等の運転の禁止

(1) 処分の事由

法第107条の5第1項及び第2項の規定により自動車等の運転の禁止を行うことができる場合は、国際運転免許証等を所持する者が次のいずれかに該当することとなったときである。

ア 法第107条の5第1項（5年を超えない範囲）

(ア) 国際運転免許証等の発給の条件が満たされなくなったことが明らかになったと

き（その者が法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったときに限る。）。

なお、ここにいる国際運転免許証等の発給の条件も、その発給国又は地域における発給の条件である。

- (イ) 自動車等の運転に関し、法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反したとき。

イ 法第107条の5第2項（3年以上10年を超えない範囲）

- (ア) 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。
- (イ) 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪に当たる行為をしたとき。
- (ウ) 自動車等の運転に関し法第117条の2第1項第1号、第3号又は第4号の違反行為をしたとき（前記(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合を除く。）。
- (エ) 自動車等の運転に関し法第117条の違反行為をしたとき。

(2) 処分の期間及び処分の効果

ア 処分の期間

処分の期間の決定については、次の事項に留意すること。

- (ア) 処分を受けるまでの間に国際運転免許証等の有効期間が満了した者に対しては、処分を行わないこと。
- (イ) 処分をその者の所持する国際運転免許証等の有効期限を超えた期間に及んで行う必要があるときは、国際運転免許証等の更新等が行われることも予想されることから、当該期限を超えた期間の処分を行うこと。
- (ウ) 処分をその者が日本国に上陸した日から1年間の期間を超えた期間に及んで行う必要があるときは、当該期間を超えた期間の処分を行うこと。

イ 処分の効果

自動車等の運転禁止は、当該処分を受けた者に対し、国際運転免許証等による自動車等の運転を禁止するものであることから、その者が当該処分に係る国際運転免許証等以外の国際運転免許証等を新たに所持するに至った場合においても、その者は、処分期間中は日本国において自動車等の運転を認められないことに留意すること。

(3) 処分の手続

ア 事前手続を要しない場合

- (ア) 大分県公安委員会が管轄する処分対象者

当該処分に係る者が処分の事由に該当することとなった時におけるその者の住所地（住民基本台帳法の適用を受けない者にあつては、居所地）が大分県内の場合に限る。

- (イ) 通知等

a 出頭通知書による通知

処分の事由に該当することとなった者に対する出頭の通知は、運転免許を受けた者で、運転免許の取消し又は効力の停止の事由に該当することとなった者に対する出頭の通知と同様の方法によるものとするが、その者が外国人である場合で、必要があると認めるときは、英文の通知書により通知すること。

なお、英文の通知書の見本は、出頭通知書（英文）（別添第6）のとおりとする。

b 自動車等の運転禁止処分書の交付

自動車等の運転禁止は、自動車等の運転の禁止に係る者に対し、当該処分の内容を口頭で告知した上、自動車等の運転禁止処分書（規則別記様式第22の6）を交付することにより行うものとするが、その者が外国人である場合で、必要があると認めるときは、併せて英文の処分書を交付すること。

なお、英文の処分書の見本は、自動車等の運転禁止処分書（英文）（別添第7）のとおりとする。

イ 事前手続を要する場合

(ア) 大分県公安委員会が管轄する処分対象者

前記ア(ア)の場合と同様とする。ただし、当該処分に係る者が処分を受けることとなった後、当該処分を受ける前にその者の住所地を他の都道府県公安委員会の管轄区域に変更したとき（聴聞又は意見の聴取を終了していた場合を除く。）は、現にその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会が管轄公安委員会となることに留意すること。

(イ) 聴聞等

a 聴聞等の対象となる処分

(a) 行手法の聴聞の対象となる処分

法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者に係る法第107条の5第1項第1号の規定による自動車等の90日以上運転の禁止

(b) 行手法の弁明の機会の付与の対象となる処分

法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者に係る法第107条の5第1項第1号の規定による自動車等の90日未満の運転の禁止

(c) 法の意見の聴取の対象となる処分

法第107条の5第1項第2号及び同条第2項の規定による自動車等の90日以上運転の禁止

b 聴聞等の手続

(a) 聴聞及び弁明の機会の付与は行手法及び聴聞等規則の規定に、意見の聴取にあつては法第104条及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取等規則」という。）に定めるところにより行うこととなるが、聴聞等の通知に当たっては、自動車等の運転の禁止の名宛人となるべき者が外国人

である場合で、必要があると認めるときは、併せて英文の通知書により通知すること。

なお、英文の通知書の見本は、聴聞通知書（英文）（別添第8）、弁明通知書（英文）及び意見の聴取通知書（英文）（別添第9）のとおりとする。

(b) 弁明は、原則として、弁明を記載した書面を提出させて行うこと（行手法第29条第1項）。

(c) 聴聞及び意見の聴取は、本来、日本語で行うものであるが、自動車等の運転の禁止の名宛人となるべき者が外国人である場合で、その者が通訳として補佐人の出頭を求めたときは、これを認めることとするほか、その者が通訳を確保できないときは、警察本部に通訳適格者がいる場合に限り、便宜を供与すること。

(ウ) 自動車等の運転禁止処分書の交付

前記ア(イ)bの例によること。

(4) 講習

法第108条の2第1項第2号又は第3号の規定による講習は、聴聞と同様に、本来、日本語で行うものであるが、前記(3)イ(イ)b(c)の例によること。

なお、講習を終了した者に対して処分の期間を短縮したときは、法第107条の5第8項及び規則第37条の4第2項の規定に基づき、当該国際運転免許証等にその旨を記載すること。

(5) 国際運転免許証等の提出

法第107条の5第5項の規定による国際運転免許証等の提出を受けた場合には、適宜の様式による受領書を交付することとするが、その者が外国人である場合で、必要があると認めるときは、英文の受領書を交付すること。

なお、英文の受領書の見本は、国際運転免許証等受領書（英文）（別添第10）のとおりとする。

(6) 国際運転免許証等の返還

法第107条の5第6項の規定による国際運転免許証等の返還は、返還を受ける者の請求に基づいて返還することを原則とする。また、返還の時期については、処分が満了する時又は処分を受けた者が日本国から出国する時（実際上は、その時以前のその時に近い時）のいずれか早い時以降になると考えられるが、出国する時については、旅券その他により確認すること。

なお、国際運転免許証等の返還を受けるために再出頭することが日程、出入国港等の関係から困難である観光客等について、特に必要があると認めるときは、入管法第2条第8号の出入国港のうちで、その者が出国する出入国港を管轄する都道府県警察（方面）本部から返還を受けることができるように便宜を供与すること。

(7) 国際運転免許証等の再提出

法第107条の5第7項の規定による国際運転免許証等の再提出を受けたときは、前記(5)と同様の取扱いをすること。

(8) 国際運転免許証等への処分に係る事項の記載

法第107条の5第8項の規定による国際運転免許証等への処分に係る事項の記載は、次のとおりとする。

ア 附属書9の国際運転免許証の場合

- (ア) 附属書9の国際運転免許証の外側のページ中欄に、運転禁止処分票（規則別記様式第22の5）を貼り付けて、当該処分票の記載事項を記載する方法により行うこととするが、その者が外国人である場合で、必要があると認めるときは、併せて英文の運転禁止処分票を交付すること。

なお、英文の処分票の見本は、運転禁止処分票（英文）（別添第11）のとおりとする。

- (イ) 講習を終了した者に対して処分の期間を短縮したときは、運転禁止処分票の期間の欄に既に記載されている処分の期間の下部に、短縮後における処分の期間を記載すること。

イ 附属書10の国際運転免許証の場合

- (ア) 英語の追補ページ（英語の追補ページが既に使用されている場合にあっては、中国語の追補ページ）の「除外」（EXCLUSION）欄に、次のとおり日本語で記載すること。

a 追補ページ左側の除外欄

- (a) 「国名」（country）欄に「日本国」と記載すること。
- (b) 理由（by reason）を記載する部分（以下「理由部」という。）の第1行目に、処分の事由に応じ、「道路交通法違反」又は「発給条件が満たされなくなったため」と記載する。
- (c) 理由部の第2行目に、処分の期間を記載すること。
- (d) 「場所」（place）欄に、都道府県公安委員会が所在する都道府県名を記載すること。
- (e) 「年月日」（Date）欄に、処分を行った年月日を記載すること。
- (f) 「署名」（Signature）欄に、大分県公安委員会委員長が自署すること。
- (g) 「当局のシール又はスタンプ」（Seal or Stamp of authority）欄に、国外運転免許証を作成する場合に使用する大分県公安委員会の印を押印すること。

b 追補ページ右側の除外欄

その者が初めて処分を受けた者である場合にあっては「Ⅰ日本国」と記載し、既に外国において処分を1回受けている者である場合にあっては「Ⅱ日本国」と記載すること。

なお、英語又は中国語の追補ページが既に使用されているときは、その他の外国語の追補ページ又は最終ページ第1部を使用すること。

- (イ) 最終ページ第2部の除外欄には、その者が初めて処分を受けた者である場合にあってはⅠの欄に「日本国（Japan）」と記載し、その者が既に1回処分を受け

ている者である場合にあってはⅡの欄に同様に記載すること。

- (ウ) 講習を終了した者に対して処分の期間を短縮したときは、前記(ア) a(c)の理由部の第2行目の末尾に、短縮後における処分の期間を記載し、かつ、前記(ア) a(g)と同様の大分県公安委員会の印を押印すること。

ウ 外国運転免許証の場合

- (ア) 外国運転免許証に、運転禁止処分票を貼り付けて、当該処分票の記載事項を記載する方法により行うこととするが、その者が外国人である場合で、必要があると認めるときは、併せて英文の運転禁止処分票を交付すること。

なお、英文の処分票の見本は、運転禁止処分票（英文）のとおりとする。

- (イ) 講習を終了した者に対して処分の期間を短縮したときは、前記ア(イ)の例によること。

4 自動車等の運転の仮禁止

(1) 処分の事由

法第107条の5第10項において準用する法第103条の2第1項の規定による自動車等の運転の仮禁止を行うことができる場合とは、運転免許を受けた者に対して行う運転免許の効力の仮停止の場合と同様である。

(2) 処分の手続等

ア 弁明の機会の付与

法第107条の5第10項において準用する法第103条の2第2項の規定による弁明の機会の付与は、意見の聴取等規則に定めるところにより行うこと。

なお、口頭による弁明については、前記3(3)イ(イ) b(c)の例によること。

イ 仮禁止処分通知書

自動車等の運転の仮禁止をした場合における処分の通知は、仮禁止処分通知書（規則別記様式第19の2）により行うこととするが、その者が外国人である場合で、必要があると認めるときは、併せて英文の通知書により通知すること。

なお、英文の通知書の見本は、仮禁止処分通知書（英文）（別添第12）のとおりとする。

ウ 処分権者等

処分権者、処分の期間、仮禁止処分通知書及び国際運転免許証等の送付、処分の期間の通算方法等については、運転免許を受けた者に対して行う運転免許の効力の仮停止の場合と同様とする。

また、国際運転免許証等の提出、返還及び再提出並びに国際運転免許証等への処分に係る事項の記載等については、自動車等の運転の禁止の場合と同様とする。

5 その他

(1) 国家公安委員会に対する報告

法第107条の6の規定による自動車等の運転の禁止及び仮禁止に係る事項の報告は、別に定めるところによる。

(2) 国際運転免許証等の提出等台帳の作成

国際運転免許証等を提出し、若しくは再提出し、又は返還する場合の事務処理の適正化を図るため、適宜の方法により国際運転免許証等提出等台帳を作成し、所要事項を記載すること。

- (3) 自動車等の運転の禁止又は仮禁止を受ける者が免許を受けた者である場合の取扱い
自動車等の運転の禁止又は仮禁止を行う場合において、当該処分を受ける者が運転免許を受けた者であるときは、併せて運転免許の取消し又は効力の停止を行うこと。

第3 国外運転免許証の発給

1 申請者、申請の方法及び申請先

(1) 申請者

法第107条の7の規定により、国外運転免許証の交付を受けることができる者は、運転免許（大型特殊運転免許、小型特殊運転免許、原付運転免許、大型特殊第二種運転免許及び仮運転免許を除く。）を現に受けている者で、日本国に住所（住民基本台帳法の適用を受けない者にあつては、居所）を有する者に限られるが、その者がこれから外国に渡航しようとする者であるか、既に外国に渡航している者であるかを問わない。

なお、地位協定第10条1の規定により、我が国は在日米軍許可証を我が国の運転免許と同じ効力を有するものとして承認していることから、在日米軍許可証に基づく国外運転免許証の発給の義務を負うこととなる。

(2) 申請の方法

申請は、原則として、申請者本人が申請先に出頭して行うこととするが、申請者が既に外国へ渡航している者であるときは、国外運転免許証交付申請書（規則別記様式第22の8。以下「交付申請書」という。）を受理した日からその者が受けている運転免許に係る運転免許証等の有効期間の満了日までの間がおおむね3月以上ある場合に限り、その者との代理関係が明らかにできる親族等による代理申請を認めること。

(3) 申請先

交付申請書の提出先は、交通部運転免許課又は各警察署とする。ただし、申請者の住所地（住民基本台帳法の適用を受けない者にあつては、居所地）が大分県内の場合に限る。

(4) 申請書の記載及びその添付書類等

ア 交付申請書の記載

交付申請書の記載の方法は、次のとおりとする。

なお、外国人の申請者の利便を図るため、国外運転免許証の交付申請書の見本（英文）（別添第13）を備えておくこと。

(ア) 「国外運転免許証の申請区分」欄

申請者が現に受けている運転免許の種類に応じ、規則第37条の8の規定により、国外運転免許証表紙裏側第2ページのA、B、C、D、Eの符号で記載させること。

(イ) 「出生地」欄

申請者が日本国で出生した者である場合にあっては都道府県名を、申請者が外国等で出生した者である場合にあってはカタカナ又は漢字で国又は地域名を記載させること。

なお、外国等の名称の記載は、外国等の名称一覧（別添第14）によること。

(ウ) 「氏名」欄

氏名は、申請者が現に受けている運転免許に係る運転免許証等の「氏名」欄に記載されているものを記載させること。

(エ) 「生年月日」欄

生年月日は、西暦で記載させること。

(オ) 「免許証の記載事項の変更の有無」欄

現に受けている運転免許に係る運転免許証等の記載事項に変更がある場合には「有」を、当該運転免許証等の記載事項に変更がない場合には「無」をそれぞれ○で囲ませること。

(カ) 「現に受けている免許欄」

現に受けている運転免許に係る運転免許証等又は在日米軍許可証の表側及び裏側を複写すること。

イ 添付書類等

(ア) 申請者が現に受けている運転免許に係る運転免許証等（規則第37条の9第2項第1号）

(イ) 写真（規則第37の9第2項第2号）1枚

(ウ) 申請者が外国に渡航する者であることを証する書面（法第107条の7第2項）
申請者が外国に渡航する者であることを証する書面としては、おおむね次のものがある。

a 旅券

b 船員手帳又は乗船通知書

c 公用旅券発給請求書（旅券法第4条第1項第1号）の写し

d 申請者が公務により海外出張をする公務員等であるときは、各省庁、都道府県又は市町村の長等が発行する外国に渡航する者であることを証する書面

e 申請者がaからdまでの書面を提出することができない者であるときは、旅行業者等が発行する外国に渡航する者であることを証する書面等

f 申請者が既に外国に渡航中の者で、前記(2)の規定により代理申請を認められたものであるときは、その者から当該代理申請に係る代理人に宛てた依頼文書等

2 国外運転免許証の作成

(1) 作成の要領

ア 国外運転免許証表紙第1ページ（表側）

(ア) 「発給地」

発給地は、O I T Aの次にJ A P A Nを加えること。

記載例：O I T A , J A P A N

(イ) 「発給年月日」

発給年月日は、国外運転免許証の作成を完了した年月日を記載すること。

発給年月日の記載例（発給年月日が2023年12月24日である場合）は、次のとおりとする。

D E C . 2 4 . 2 0 2 3

なお、月の表示は、月の表示一覧（別添第15）によること。

(ウ) 「公安委員会スタンプ」

大分県公安委員会の印を押印すること。

(エ) 「署名」

大分県公安委員会委員長の署名は、自署又は自署に基づく印刷によることとし、ローマ字の筆記体で記載されたものとする。

(オ) その他

発給年月日と大分県公安委員会の印との間に、西暦の下2桁の数字、交付一連番号及び当該国外運転免許証に係る運転免許証等の番号を記載すること。

その記載例（国外運転免許証が、番号第946809389390号の免許証により、2023年の第13号として発給される場合）は、次のとおりとする。

23-0000013-946809389390

なお、在日米軍許可証に基づく発給のときは、西暦の下2桁及び交付一連番号とすること。

イ 国外運転免許証表紙裏側第3ページ

(ア) 氏名等

「1（姓）」、「2（名）」、「3（出生地）」及び「5（住所）」は、交付申請書に記載されているものを、原則として旅券等における表記に基づき、ローマ字で記載すること。

「4（生年月日）」は、西暦によるものとし、その記載方法は、発給年月日の記載方法と同様とする。

(イ) 運転することができる車両

A、B、C、D及びE欄の「シール又はスタンプ」をする箇所には、大分県公安委員会の印を押印すること。

ウ 所持者の氏名

「所持者の署名」欄には、申請者本人に原則として旅券等における表記に基づき、ローマ字の筆記体で署名させること。

なお、申請者が怪我などの理由により署名できない者であるときは、ぼ印を押させること。

(2) その他

国外運転免許証に係る運転免許について運転することができる自動車等の種類が限定され（いわゆる審査未済により運転することができる自動車等の種類が限定されて

いる場合も含む。）、その他自動車等を運転することについて必要な条件が付されていても、国外運転免許証に限定その他の条件を付する法的規定がないため、当該国外運転免許証には記載しないこと。ただし、限定その他の条件に従わないで運転することは、国際交通において著しく危険を生ずるおそれがあることから、日本で運転できない自動車等を運転することの危険性を十分に申請者に理解させ、国外においても限定その他の条件を遵守するよう教示すること。

3 国外運転免許証の交付

(1) 交付日

国外運転免許証は、原則として、交通部運転免許課においては交付申請書を受領した日に、各警察署においては交付申請書を受領した日から21日以内に交付すること。

(2) 交付の方法

国外運転免許証は、原則として申請者本人に交付することとし、交付時においては、外国における自動車等の運転について、可能な範囲内で指導すること。

例えば、米国の一部の州では、州法等で居住者となった日から一定期間内に同州の運転免許証を取得しなければならないとされており、国外運転免許証の有効期間内であっても国外運転免許証に基づく自動車の運転が認められない場合があることから、必要に応じ、同地の日本大使館等へ確認するよう教示すること。

なお、前記1(2)の規定により代理申請を認めるときは、国外運転免許証は、当該代理申請に係る代理人に交付すること。

(3) 日を異にして同種又は異種の国外運転免許証の交付の申請があった場合における交付の方法

日を異にする同種又は異種の国外運転免許証の交付の申請は、法的にはいずれも新規の申請である。この場合において、申請者が既に交付を受けた国外運転免許証を有する者であるときは、当該国外運転免許証を提出させた上で、新規の国外運転免許証を交付し、また、既に交付を受けた国外運転免許証を亡失し、又は滅失したため当該国外運転免許証を有しない者であるときは、その事実を証するに足る書類を提出させ、又はその旨の上申をさせた上で、新規の国外運転免許証を交付すること。

なお、日を異にして異種の国外運転免許証の交付の申請があった場合において交付される新規の国外運転免許証は、いわゆる併記の国外運転免許証となる。

4 国外運転免許証の返納等

(1) 国外運転免許証の返納

ア 返納の事由（法第107条の10第1項）

国外運転免許証の交付を受けた者が当該国外運転免許証を返納しなければならない場合は、次のとおりとする。

なお、当該事由が発生した時に日本国外の地域にある者については、帰国したときに返納させるものとする。

(ア) 国外運転免許証の有効期間が満了したとき。

(イ) 国外運転免許証に係る運転免許が失効し、又は取り消されたことにより、当該国外運転免許証が失効したとき。

イ 返納先（法第107条の10第1項）

交通部運転免許課又は住所地（住民基本台帳法の適用を受けない者にあつては、居住地）を管轄する警察署とし、警察署で返納を受理したときは、速やかに交通部運転免許課に送付すること。

また、大分県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した国外運転免許証の返納を受けたときは、国外運転免許証を交付した都道府県公安委員会に対し、その旨を連絡すること。この場合において、当該連絡は交通部運転免許課において行うこと。

ウ 返納を受けた国外運転免許証の廃棄

返納を受けた国外運転免許証は、使用不能の状態にした後に廃棄すること。

(2) 国外運転免許証の提出

ア 提出の事由（法第107条の10第2項）

国外運転免許証の交付を受けた者が当該国外運転免許証を提出しなければならない場合とは、当該国外運転免許証に係る運転免許の効力が停止されたことにより、当該国外運転免許証の効力が停止されたときである。

なお、当該事由が発生した時に日本国外の地域にある者については、帰国したときに提出させること。

イ 提出先（法第107条の10第2項）

前記(1)イに同じ。

ウ 提出を受けた国外運転免許証の保管

提出を受けた国外運転免許証は、当該国外運転免許証の効力が停止されていた期間が満了した後に、当該国外運転免許証を提出した者から返還の請求があるまで適切に保管しておくこと。

5 国外運転免許証の交付等台帳の作成

国外運転免許証の交付を受けようとする者等に対する事務処理の適正化を図るため、国外運転免許証の交付等台帳を作成し、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 年別の交付一連番号及び交付申請の年月日
- (2) 申請者の住所、氏名及び生年月日
- (3) 発給年月日及び交付年月日
- (4) 国外運転免許証により運転することができる自動車等の種類
- (5) 返納、提出及び返還の年月日及びその事由
- (6) その他参考事項

附 則

この要領は、令和7年5月12日から施行する。

別添第 1

実技実施方法

- 1 採点方法
一部特別減点方式
- 2 課題設定基準

免許の種類		大型・中型 準中型・普通	大型二輪	普通二輪	小型二輪		牽引	大型特殊
課題					小型二輪			
幹線コース及び周回コースの走行	直線部分の走行	1 回以上 2 回以下	1 回以上 2 回以下	1 回以上 2 回以下	1 回以上 2 回以下	1 回以上 2 回以下	1 回以上 2 回以下	1 回以上 2 回以下
	指定場所における一時停止	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上		
交差点の通行（信号通過）		1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	
曲線コースの走行		1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	
屈折コースの走行		1 回	1 回	1 回	1 回	1 回		
方向変換							1 回	1 回
特別コースの走行	直線狭路コースの走行		1 回	1 回	1 回			
	連続進路転換コースの走行		1 回	1 回				
	波状路コースの走行		1 回					
障害物設置場所の通過		1 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	1 回以上	1 回以上
総走行距離（メートル）	おおむね 1, 200	おおむね	おおむね	おおむね	おおむね	おおむね	おおむね	おおむね
使用車両			800	800	800	800	800	500

- 3 警察庁が定める技能試験実施基準の別添 4 の試験車両基準に定める自動車
- 4 採点基準
採点は、警察庁が定める技能試験実施基準の例による。ただし、次の細目については、特別減点方式による。
10 点減点細目のうち、「逆行（小）」、「速度維持（課題外）」、「安全不確認」、「速度速過ぎ（小）」、「急ハンドル」、「ふらつき（小）」（ただし、「曲線バランス・屈折バランス」については、それぞれ 1 回目は減点しないで 2 回目以降から特別減点とする。）、「進路変更禁止違反」、「進行方向別通行区分違反」、「優先判断不良」、「泥はね運転」、「警音器使用制限違反」、「急ブレーキ禁止違反」、「車間距離不保持」、「警報」の 14 細目
5 点減点細目のうち、「合図不履行等（進路変更）」、「合図不履行等（右左折）」、「巻き込み防止措置不適」、「通行帯違反」、「進路変更違反（狭路）」、「進路変更違反（交差点）」、「右左折方法違反」、「切り返し（狭路コースを除く。）」の 8 細目
事後注意
前記 4 ただし書により特別減点方式によることとされる細目以外の 10 点減点細目（「安全措置〔帯〕」及び「二輪姿勢（着座・立ち姿勢・AT 着座姿勢）」を除く。）及び 5 点減点細目（「切り返し（狭路コース）」を除く。）については、事後注意とする。
6 支障の有無の基準
100 ポイント中 70 ポイント以上を支障なしとする。

別添第 2

運転免許により運転することができる自動車等の種類（英文）
Motor Vehicles, etc. Which Can Be Driven by The Driver's License

Driver's License		Motor vehicles, etc. which can be driven
1	Large-sized motor vehicle driver's license	(1) Passenger cars with seating capacity of 30 persons or more. (2) Trucks with maximum loading capacity of 6.5 tons or more or permissible maximum weight of 11 tons or more.
2	Medium-sized motor vehicle driver's license	(1) Passenger cars with seating capacity of 11 persons or more and less than 29 persons. (2) Trucks with maximum loading capacity of 4.5 tons or more and less than 6.5 tons or permissible maximum weight of 7.5 tons or more and less than 11 tons.
3	Semimedium-sized motor vehicle driver's license	(1) Passenger cars with seating capacity of less than 10 persons. (2) Trucks with maximum loading capacity of 2 tons or more and less than 4.5 tons or permissible maximum weight of 3.5 tons or more and less than 7.5 tons.
4	Ordinary motor vehicle driver's license	(1) Passenger cars with seating capacity of less than 10 persons. (2) Trucks with maximum loading capacity of less than 2 tons and permissible maximum weight of less than 3.5 tons.
5	Large-sized special motor vehicle driver's license	Motor vehicles with caterpillar, road-roller, tire roller, grader or other special work vehicles, not being small sized special motor vehicle.
6	Large-sized two-wheeled vehicle driver's license	Two-wheeled motor vehicles with cylinder capacity of more than 400 cc.
7	Ordinary two-wheeled vehicle driver's license	(1) Two-wheeled motor vehicles with cylinder capacity of more than 125 cc, and less than 400 cc. (2) Two-wheeled motor vehicles with cylinder capacity of less than 125 cc.
8	Small-sized special motor vehicle driver's license	Motor vehicles with caterpillar, road-roller, tire roller, grader or other special work vehicles, which are small vehicles under 4.7 meters in length, 1.7 meters in width and 2.0 meters in height with cylinder capacity of less than 15 kilowatts an hour.
9	Motor-bicycle driver's license	Motorized bicycles with cylinder capacity of 50 cc or under.
10	Towing driver's license	Any motor vehicles mentioned in class 1, 2 or 3 pulling a vehicle weighing more than 750 kilograms.

別添第 3

臨時適性検査通知書（英文）

Written Notification for Temporary Fitness Test			
		Date: _____	
To: Mr. Mrs. Miss _____			
_____		Public Safety Commission	印
You are required to come to our office to take a temporary fitness test, under the provisions of Article 107-4 paragraph 1 of the Road Traffic Law, in regard to whether the conditions of delivery relevant to your [international driving permit (which is in conformity with the form prescribed in annex 9, 10 of the Convention On Road Traffic, 1949), foreign driving permit] are being fulfilled or not. The time and place of the temporary fitness test to be held are as follows:			
Date and hour	Time :	O'cl.	A.M. P.M.
	Day :	Month :	Year :
Place			
(See the back)			

備考 臨時適性検査通知書を受ける者が有する附属書 9 の国際運転免許証、附属書 10 の国際運転免許証又は外国運転免許証の別に応じ [] 内の「9,」若しくは「10」及び「foreign driving permit」、又は「international driving permit (which is in conformity with the form prescribed in annex 9, 10 of the Convention On Road Traffic, 1949),」を横棒線で削って交付すること。

別添第 4

措置命令書（英文）

Order to Take Necessary Measures	
Date: _____	
To: Mr. Mrs. Miss _____	
_____ Public Safety Commission 印	
The Public Safety Commission order you to take following necessary measures in your driving a motor vehicle, etc. under the provisions of Article 107-4 paragraph 3 of the Road Traffic Law.	
Measures	

備考 措置の記載方法は、たとえば、次の例によって行うこと。

- | | |
|------|--------------------------|
| 眼鏡使用 | GLASSES NECESSARY |
| 義手着用 | ARTIFICIAL ARM NECESSARY |
| 義足着用 | ARTIFICIAL LEG NECESSARY |

別添第 5

弁明通知書（英文）
（表）

Written Notification for Explanation and Rebuttal

Date : _____

To : Mr. Mrs. Miss. _____ 印

You are hereby notified to be given an opportunity of explanation and rebuttal which is to be conducted on the matter shown below based upon the provisions of issue 2, paragraph 1 of Article 13 of the Administrative Procedure law.

Item of explanation and rebuttal	
Contents of the anticipated Adverse Disposition	
Underlying provisions of Statutes	
Facts upon which the anticipated Adverse Disposition will be based	
Place for submitting an explanation and rebuttal statement	
Deadline for submitting an explanation and rebuttal statement	
Remark	

See the back

- 備考 1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

(裏)

Cautions

- 1 In case you offer explanation and rebuttal, you shall write your name, address, item of explanation and rebuttal and reviews as to the matter in question on a written statement of explanation and rebuttal.
- 2 When you offer explanation and rebuttal, you submit documentary evidence or exhibits.
- 3 If you do not offer explanation and rebuttal, you may elect a proxy. In case you elect a proxy, you shall present to the administrative agency a document which describes his name and address and mentions you entrust him with everything about the explanation and rebuttal.
- 4 If you are sick or you have unavoidable circumstances in the case of oral presentation, you may demand to change the date or place of that presentation by document.

Written Notification for Appearance

Date : _____

Address : _____

To : Mr. Mrs. Miss. _____

_____ Public Safety Commission



You are hereby notified that the prohibitory disposition will be imposed on your driving of a motor vehicle, etc. relevant to your [international driving permit (which is in conformity with the form prescribed in annex 9, 10 of the Convention On Road Traffic, 1949), foreign driving permit] in accordance with the provisions of Article 107-5 paragraph {1, 2} (driving prohibition of a motor vehicle, etc.) of the Road Traffic Law. You are required to come to see us under the items as set forth below.

1 Date : _____ day _____ month _____ year (from _____ a.m. to _____ p.m.)

2 Place : _____ (See the back)

3 Articles to be brought with you :

- (1) This written notification
- (2) Your international driving permit or foreign driving permit
- (3) A letter of commendations or a letter of thanks which was given to you by the police authorities concerned, etc. .

Cautions

- (1) Appear in person to an official exactly on the date designated. There is an occasion when a disadvantageous disposition will be imposed on you in case you do not appear in person without due reasons.
- (2) A person who has received the prohibitory disposition on the driving of a motor vehicle, etc. for the period not exceeding 6 months can apply to take the short course. The period of prohibition for driving will be shortened to those who have received such short course.
- (3) Do not come to this office by driving a motor vehicle, etc. .
- (4) No office affairs are handled on Saturdays, Sundays and holidays.

備考 出頭通知書を受ける者が有する附属書 9 の国際運転免許証、附属書 10 の国際運転免許証又は外国運転免許証の別に応じ、[] 内の「9,」若しくは「10」及び「foreign driving permit」、又は「international driving permit (which is in conformity with the form prescribed in annex 9, 10 of the Convention On Road Traffic, 1949),」を横棒線で削って交付すること。

また、出頭通知書を受ける者の処分事由が、法第 107 条の 5 第 1 項に該当するか、又は同条第 2 項に該当するかの別に応じ、{ } 内の「1,」又は「, 2」を横棒線で削って交付すること。

別添第 7

自動車等の運転禁止処分書（英文）

Written Notification for the Prohibition of Driving
a Motor Vehicle, etc.

Date : _____

Address : _____

To: Mr. Mrs. Miss. _____

_____ Public Safety Commission 印

You are hereby notified that you have been subjected to the prohibition of driving a motor vehicle, etc. with your [international driving permit (which is in conformity with the form prescribed in annex 9, 10 of the Convention On Road Traffic 1949), foreign driving permit] from the _____ day _____ month _____ year to the _____ day _____ month _____ year for the following reason.

Number of your driving permit	Issued by Place of Issue Date of Issue day month year Issue no.
Categories of vehicles for which the permit is valid	
Reasons	

備考 自動車等の運転禁止処分書を受ける者が有する附属書 9 の国際運転免許証、附属書 10 の国際運転免許証又は外国運転免許証の別に応じ〔 〕内の「9, 」若しくは「10」及び「foreign driving permit」、又は「international driving permit (which is in conformity with the form prescribed in annex 9, 10 of the Convention On Road Traffic, 1949), 」を横棒線で削って交付すること。

別添第 8

聴聞通知書（英文）
（表）

Written Notification for Formal Hearing		
		Date : _____
To: Mr. Mrs. Miss. _____		_____ 印
You are hereby notified to attend a formal hearing which is to be conducted on the matter shown below based upon paragraph 1 of Article 13 of the Administrative Procedure Law.		
Item of Formal hearing		
Contents of the anticipated Adverse Disposition		
Underlying provisions of Statutes		
Facts upon which the anticipated Adverse Disposition will be based		
Assigned date of the fomal hearing		
Assigned place of the formal hearing		
Govermental organization responsible for matters relating to the formal hearing	Name	
	Place	
Remark 1 You may appear and be heard on the assigned date of formal hearing, may present documentary evidence or exhibits (collectively reffered to hereinafter as "documentary evidence, etc.") at the time, or may, in lieu of appearing on the assigned date of formal hearing, offer in absentia written arguments and documentary evidence, etc. 2 You, until the formal hearing is concluded, may demand inspection of records and other materials which substantiate the facts upon which the anticipated Adverse Disposition will be based. 3 See the back.		

(裏)

Cautions

- 1 In case you do not appear on the assigned date of the formal hearing, you may let a proxy appear and be heard on that date and present documentary evidence, etc. In case you let a proxy represent you, you shall present to the administrative agency the document which describes his name and address and mentions you entrust with him everything about the formal hearing.
- 2 In case you appear together with your assistants on the assigned date of the formal hearing, you shall present a document which describes their names, address, your relation with them and the thing with which they assist you by 4 days before the assigned date of the formal hearing and be approved by the presiding official.
- 3 In case you let witnesses appear on the assigned date of the formal hearing, you shall present a document which describes their names, address and the essential elements of their arguments by 4 days before the assigned date of the formal hearing to the presiding official.
- 4 In case you are sick or you have unavoidable circumstances, you may demand to change the assigned date or place of the formal hearing by document.
- 5 In case you or your proxy appears on the assigned date of the formal hearing, you shall bring this written notification

presiding official	
opened to public or not	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別添第 9

意見の聴取通知書（英文）

Written Notification for Public Hearing	
Date : _____	
To: Mr. Mrs. Miss. _____	
_____ 印	
You are hereby notified to attend a public hearing which is to be conducted on the matter shown below based upon Article 104 of the Road Traffic Law in regard to the prohibitory disposition on driving of a motor vehicle, etc. under the provision Article 107-5 paragraph [1, 2] of the same law.	
1 Date : 2 Place : 3 Reasons of the disposition to be effected:	
Cautions (1) In case you or your proxy does not appear on the assigned date of the public hearing without due reasons, the disposition shall be decided. (2) In case you let a proxy appear on the assigned date of the public hearing, you shall elect a proxy and present to the administrative agency by the assigned date of the public hearing the document which describes their name and address and mentions you entrust them with everything about public hearing. (3) You or your proxy may be heard as to the matter in question and present advantageous proof at the public hearing. (4) In case you appear on the assigned date of the public hearing together with your assistants, you shall present a document which describes their name, address, your relation with them and the thing with which they assist you by the assigned date of the public hearing and be approved by the administrative agency.	

- 備考 1 意見の聴取通知書を受ける者の処分事由が、法第 107 条の 5 第 1 項に該当するか、又は同条第 2 項に該当するかの別に応じ、[] 内の「1,」又は「2,」を横棒線で削って交付すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

Receipt of an International Driving Permit or a Foreign
Driving Permit

Date : _____

Address : _____

To: Mr. Mrs. Miss. _____

_____ Public Safety Commission 印

This is to certify that the driving permit which is submitted by you under the provisions of Article 107-5 paragraph 5 of the Road Traffic Law is duly received.

Kind of the permit which is submitted by you	An international driving permit which is in conformity with the form prescribed in annex 9 of the Convention On Road Traffic, 1949 An international driving permit which is in conformity with the form prescribed in annex 10, of the Convention On Road Traffic 1949 A foreign driving permit
Number of the permit	Issued by Place of Issue Date of Issue day month year Issue no.
Categories of vehicles for which the permit is valid	

Remark : Your driving permit shall be returned to you immediately according to your request at either of earlier time when the prohibition period has expired or when you depart from Japan.

運転禁止処分票（英文）

Card of Disposition for the prohibition of Driving
a Motor Vehicle, etc.

A person who has this driving permit has been subjected to the Prohibition of driving a motor vehicle, etc. in Japan as the term shown below for the following reason.

Term	
Reason	

Date : _____

Public Safety Commission

印

別添第 1 2

仮禁止処分通知書（英文）

Written Notification for the Temporary Prohibition of
Motor Vehicle, etc.

You are hereby notified that you have been subjected to the
temporary prohibition of driving a motor vehicle, etc. from the _____
day _____ month _____ year to the _____ day _____ month _____ year for the
following reason. You can excuse yourself for this disposition within
five days from the date you are disposed. You are allowed to let a
proxy present as to the excuse. You can also suggest an advantageous
proof at the excuse.

Date : _____

The Chief of _____ Police Station 印

Address in Japan	
Name	
Number of your [international driving permit (which is in conformity with the form prescribed in annex 9, 10 of the Convention On Road Traffic, 1949), foreign driving permit]	Issued by Place of Issue Date of Issue day month year Issue no.
Categories of vehicles for which the permit is valid	
Reason	

備考 仮禁止処分通知書を受ける者が有する附属書 9 の国際運転免許証、附属書 10 の国際運転免許証又は外国運転免許証の別に応じ、〔 〕内の「9, 」若しくは「10」及び「foreign driving permit」、又は「international driving permit (which is in conformity with the form prescribed in annex 9, 10 of the Convention On Road Traffic, 1949), 」を横棒線で削って交付すること。

別添第 1 3

国外運転免許証の交付申請書の見本（英文）

Written Application for an International Driving Permit	
Date: _____	
To: _____ Public Safety Commission	
Kind of application of an international driving permit	
Place of birth	
Name	
Date of birth	
Change of matters written in a license certificate	Yes No

For official use only	
Copy of a license certificate	

外国等の名称一覧

ア ジ ア 州	フィリピン インド インドネシア タイ パキスタン バングラデシュ マレーシア シンガポール スリランカ ミャンマー カンボジア ラオス 中華人民共和国 大韓民国 モンゴル ネパール ブータン アフガニスタン モルディブ ベトナム ブルネイ 東ティモール 台湾	ア フ リ カ 州	南アフリカ共和国 エチオピア 中央アフリカ エジプト ガーナ アルジェリア スーダン ソマリア タンザニア ナイジェリア モロッコ ギニア ケニア ボツワナ ブルンジ カメルーン チャド コンゴ民主共和国 コンゴ共和国 ベナン 赤道ギニア ガボン ガンビア共和国 コートジボワール レソト リベリア リビア マダガスカル マラウイ マリ モーリタニア モーリシャス ニジェール ルワンダ セネガル シエラレオネ エスワティニ	(ア フ リ カ 州)	トーゴ チュニジア ウガンダ ブルキナファソ ザンビア アンゴラ カーボヴェルデ コモロ ジブチ ギニアビサウ モザンビーク サント・プリンス セーシェル ジンバブエ ナミビア エリトリア 南スーダン 英国 ギリシャ ノルウェー ドイツ デンマーク スウェーデン オランダ フランス イタリア スペイン王国 フィンランド ポルトガル スイス オーストリア ベルギー ポーランド アイルランド ハンガリー ルーマニア アイスランド	(ア メ リ カ 州)	ブルガリア マルタ アルバニア リヒテンシュタイン ルクセンブルク モナコ サンマリノ バチカン エストニア ラトビア リトアニア ロシア ウクライナ ベラルーシ モルドバ アルメニア アゼルバイジャン カザフスタン ウズベキスタン トルクメニスタン タジキスタン キルギス ジョージア チェコ スロバキア アンドラ ボスニア・ヘルツェゴビナ クロアチア 北マケドニア共和国 スロベニア セルビア モンテネグロ コソボ アメリカ合衆国 カナダ メキシコ ブラジル
	トルコ イスラエル イラン サウジアラビア シリア キプロス ヨルダン レバノン イエメン イラク クウェート バーレーン オマーン カタール アラブ首長国連邦		カ ラ リ カ 州		ヨ ー ロ ッ パ 州		ア メ リ カ 州

（ オ セ ア ニ ア 州 ）	ペルー キューバ エクアドル コロンビア アルゼンチン パナマ チリ コスタリカ エルサルバドル	（ オ セ ア ニ ア 州 ）	キリバス パプアニューギニア ソロモン ツバル バヌアツ マーシャル ミクロネシア パラオ クック諸島
	ウルグアイ パラグアイ バルバドス ドミニカ共和国 グアテマラ ハイチ ニカラグア トリニダード・トバゴ ボリビア ガイアナ アンティグア・バーブーダ バハマ ベリーズ ドミニカ ベネズエラ ホンジュラス ジャマイカ グレナダ セントクリストファー・ネーグイス セントルシア セントビンセント スリナム		
オ セ ア ニ ア 州	ニュージーランド トンガ サモア フィジー ナウル オーストラリア		

別添第 1 5

月 の 表 示 一 覧

月の表示は、次のとおり、当該月の英語訳の最初の文字から数えて 3 文字までで表すものとする。

1 月	J A N	7 月	J U L
2 月	F E B	8 月	A U G
3 月	M A R	9 月	S E P
4 月	A P R	1 0 月	O C T
5 月	M A Y	1 1 月	N O V
6 月	J U N	1 2 月	D E C